

美里町タクシー利用料金補助事業について（Q&A）

●申請関係	
Q1	申請者本人が役場まで申請に行けないのですが、家族でも申請できますか？
A1	代理申請も受けれます。なお、利用者証に上半身の写真を付けますので、代理の方へ写真を持たせてください。郵送の場合も同じです。
Q2	町内の老人ホームへ入所しています。この場合も使うことができますか？
A2	利用できます。しかし、タクシーを利用する必要性があるのか検討をお願いします。
●対象者関係	
Q1	運転免許証は持っていますが、高齢のため運転に不安を感じています。車は廃車したので運転できる自動車は有りませんが、免許証は身分証明書にもなるので、持っていたいのですが対象になりますか？
A1	対象となります。運転できないのであれば、免許証を持っていても交付します。なお、埼玉県では運転免許証を返還した場合に、運転経歴証明書を必要な方に発行しています。これは、身分証明にもなり、その他のサービス（例：タクシー10%割引）を受けられますので、運転免許証の返還も検討してください。
Q2	自分名義の自動車はないのですが、家族の車や会社の車を使用できます。この場合でも対象者になりますか？
A2	対象になりません。名義上の自動車所有に限らず日常生活の交通手段に支障をきたしてないのであれば交付できません。（※判断に迷う場合など、お問合せください。）
●利用券関係	
Q1	タクシー利用券に有効期限はありますか？
A1	発行年度の3月31日までになります。毎年度、申請していただき新たな利用券の交付を受けていただきます。（古い利用券は、使えませんので返還、若しくは破棄してください。）
Q2	タクシー利用券を家族など、他の人が使っても良いですか？
A2	ご使用できません。タクシー運転手に利用券を渡す際に、利用者証の提示が必要になります。なお、利用券は番号により管理していますので、他の人が使用していることが分かった場合、その費用を申請者に返還を求める場合があります。
●タクシー関係	
Q1	途中で知り合いを乗せて（降ろして）も良いですか？
A1	構いません。ただし乗車から降車まで利用券を使用できる方が乗車していなければなりません。また、「湯かっこ」までグループで行く場合など、利用券を持っている方とそうでない方の負担は、そのグループ内で話し合ってください。
Q2	藤岡総合病院や伊勢崎市民病院など遠くへ出かけた場合、帰りのタクシーで自宅までお願いした場合、利用券は使えますか？
A2	利用できます。しかし、タクシー会社は限定されていますので、最初に帰りの予約もしていたらとスムーズな移動ができると思います。なお、帰りの迎車料金などは、タクシー会社へ依頼した時にご確認をお願いします。

なお、間違った利用をしますと、使ってしまった利用券相当分の金額を返還していただく場合がございますので、不明な点は役場の担当者へお問い合わせください。